

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年5月23日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200290 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300001 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 7 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

平成 7 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 7 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 7 年 4 月 1 日に、人事異動で A 社から B 社へ異動したが、その際の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

調査の上、A 社の厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日を平成 7 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、B 社が提出した請求者に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務（平成 7 年 4 月 1 日に A 社から B 社に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における平成 7 年 2 月の厚生年金保険被保険者記録から、38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。